

適用日:令和8年2月19日 ~

### 1. 農業近代化資金

長崎県農業近代化資金融通措置要綱第2条第6項第1号に規定する貸付利率及び第3条第2項に規定する基準金利

| 区分   | 融資機関                        | 基準金利  | 利子補給率 | 貸付利率  |
|------|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 個人等  | 農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行等 | 3.95% | 1.25% | 2.70% |
| 共同利用 | 農業協同組合                      | 3.95% | 1.25% | 2.70% |
|      | 農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行等        | 3.10% | 0.40% | 2.70% |

目標地図に位置付けられた等の認定農業者に係る貸付利率の特例

| 償還期限       | 貸付利率  | 長期金融協会<br>利子助成率 | 特例利率  |
|------------|-------|-----------------|-------|
| 5年以下       | 2.70% | 1.05%           | 1.65% |
| 5年超 6年以下   | 2.70% | 0.95%           | 1.75% |
| 6年超 7年以下   | 2.70% | 0.85%           | 1.85% |
| 7年超 9年以下   | 2.70% | 0.75%           | 1.95% |
| 9年超 10年以下  | 2.70% | 0.65%           | 2.05% |
| 10年超 11年以下 | 2.70% | 0.55%           | 2.15% |
| 11年超 13年以下 | 2.70% | 0.45%           | 2.25% |
| 13年超 14年以下 | 2.70% | 0.35%           | 2.35% |
| 14年超 15年以下 | 2.70% | 0.25%           | 2.45% |

注. 規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む目標地図に位置付けられた認定農業者に係る特例利率の水準は、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付利率と同水準

### 2. 農業経営負担軽減支援資金

長崎県農業負担軽減支援資金融通措置要綱第2条第7項に掲げる貸付利率及び第3条第2項に掲げる基準金利

| 基準金利  | 利子補給率 | 貸付利率  |
|-------|-------|-------|
| 3.95% | 1.25% | 2.70% |

### 3. 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)

貸付利率 2.15%

適用日:令和8年2月19日 ~

#### 4. 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

| 償還期限 | 貸付利率<br>(利子助成前) | 【金利負担軽減措置】        |                 |
|------|-----------------|-------------------|-----------------|
|      |                 | 利子助成率<br>(貸付後5年間) | 貸付金利<br>(利子助成後) |
| 5年以下 | 1.65%           | 1.65%             | 0.00%           |
| 5年超  | 6年以下            | 1.75%             | 1.75%           |
| 6年超  | 7年以下            | 1.85%             | 1.85%           |
| 7年超  | 9年以下            | 1.95%             | 1.95%           |
| 9年超  | 10年以下           | 2.05%             | 2.00%           |
| 10年超 | 11年以下           | 2.15%             | 2.00%           |
| 11年超 | 13年以下           | 2.25%             | 2.00%           |
| 13年超 | 14年以下           | 2.35%             | 2.00%           |
| 14年超 | 15年以下           | 2.45%             | 2.00%           |
| 15年超 | 17年以下           | 2.55%             | 2.00%           |
| 17年超 | 18年以下           | 2.65%             | 2.00%           |
| 18年超 | 25年以下           | 2.70%             | 2.00%           |

##### 【金利負担軽減措置】

次の に該当する場合、令和7年度予算の範囲内で、貸付当初5年に限り2.0%を上限に利子助成が実施される。

農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。)又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。

ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除くものとし、個人にあっては3億円以下、法人にあっては10億円以下の部分に限るものとする。

(注1)

補助残融資資金を除く。

(注2)

次のアからウまでの要件を満たすことを、園芸施設共済等の加入及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表(別記様式第4号)及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表(別記様式第5号)により確認ができる者に限る。また、ウの実施状況の報告のため、利子助成金交付決定日から1年を目途に、別紙に記載された内容を農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第4の2に規定する交付希望者への通知に記載されたリンク先の農林水産省ウェブサイトから入力し、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課へ提出するよう努めること。

ア 交付要件確認表中の園芸施設共済等について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、加入する意向があること。

イ 交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。

ウ 交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

(注3)

貸付当初5年間の金利負担軽減措置は、予算の状況、資金の使い道、融資実行時期によっては、利用できない場合がある。

#### 5. 公庫資金

別添金融調整課事務連絡のとおり

## 農業近代化資金等の金利改定について（事務連絡）

「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知)第 3 の 1 の(2)のウ及び「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成 17 年 4 月 20 日付け 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知)第 3 の 2 に基づき、農業近代化資金等の金利改定について、下記のとおりお知らせします。

記

1 . 改定（適用）日：令和 8 年 2 月 19 日（木）

2 . 農業近代化資金（担当：経営・災害金融 G ）

(1) 農業近代化資金

(改定前)

(改定後)

|   | 基準<br>金利 | 貸付利率 |      | 利子補給<br>率 - |      | 基準<br>金利 | 貸付利率 |      | 利子補給<br>率 - |    |
|---|----------|------|------|-------------|------|----------|------|------|-------------|----|
|   |          | 一般   | 特利   | 一般          | 特利   |          | 一般   | 特利   | 一般          | 特利 |
| 法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合 | 3.75     | 2.50 | 2.50 | 1.25        | 1.25 | 3.95     | 2.70 | 2.70 | 据置          | 据置 |
| 法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合           | 3.75     | 2.50 | 2.50 | 1.25        | 1.25 | 3.95     | 2.70 | 2.70 | 据置          | 据置 |
| 法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合  | 2.90     | 2.50 | 2.50 | 0.40        | 0.40 | 3.10     | 2.70 | 2.70 | 据置          | 据置 |

(2) 認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率

(改定前)

(改定後)

| 償還期限         | 実質負担利率 | 長期協会助成率 |
|--------------|--------|---------|
| 5 年以下        | 1.55%  | 0.95%   |
| 5 年超 7 年以下   | 1.65%  | 0.85%   |
| 7 年超 8 年以下   | 1.75%  | 0.75%   |
| 8 年超 9 年以下   | 1.85%  | 0.65%   |
| 9 年超 11 年以下  | 1.95%  | 0.55%   |
| 11 年超 12 年以下 | 2.05%  | 0.45%   |
| 12 年超 13 年以下 | 2.15%  | 0.35%   |
| 13 年超 15 年以下 | 2.25%  | 0.25%   |

| 償還期限         | 実質負担利率 | 長期協会助成率 |
|--------------|--------|---------|
| 5 年以下        | 1.65%  | 1.05%   |
| 5 年超 6 年以下   | 1.75%  | 0.95%   |
| 6 年超 7 年以下   | 1.85%  | 0.85%   |
| 7 年超 9 年以下   | 1.95%  | 0.75%   |
| 9 年超 10 年以下  | 2.05%  | 0.65%   |
| 10 年超 11 年以下 | 2.15%  | 0.55%   |
| 11 年超 13 年以下 | 2.25%  | 0.45%   |
| 13 年超 14 年以下 | 2.35%  | 0.35%   |
| 14 年超 15 年以下 | 2.45%  | 0.25%   |

注 1 (1) の 貸付利率は、「農業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件」(平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号)をもって告示される。

注 2 (1) の特利が適用されるものは、小土地改良資金である。(現在の金利情勢では金利差なし。)

注 3 (2) の「認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率」とは、担い手経営発展支援金融対策事業の利子助成により認定農業者等が貸付 6 年目以降に実際に負担する利率をいい、後掲の 3 . 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の貸付利率と同水準となる。なお、同事業の利子助成により貸付当初 5 年間最大 2 % の利子助成を受けられることから、償還期限が 5 年以下となる場合、(1) の貸付金利から 2 % を差し引いた率（下限 0 %）が実質負担利率となるため、留意されたい。

**3 . 農業経営基盤強化資金 ( 担当 : 政策金融 G 、経営・災害金融 G )**  
 (改定前) (改定後)

| 償還期限         | 貸付利率  |
|--------------|-------|
| 5 年以下        | 1.55% |
| 5 年超 7 年以下   | 1.65% |
| 7 年超 8 年以下   | 1.75% |
| 8 年超 9 年以下   | 1.85% |
| 9 年超 11 年以下  | 1.95% |
| 11 年超 12 年以下 | 2.05% |
| 12 年超 13 年以下 | 2.15% |
| 13 年超 15 年以下 | 2.25% |
| 15 年超 16 年以下 | 2.35% |
| 16 年超 18 年以下 | 2.45% |
| 18 年超 25 年以下 | 2.50% |

| 償還期限         | 貸付利率  |
|--------------|-------|
| 5 年以下        | 1.65% |
| 5 年超 6 年以下   | 1.75% |
| 6 年超 7 年以下   | 1.85% |
| 7 年超 9 年以下   | 1.95% |
| 9 年超 10 年以下  | 2.05% |
| 10 年超 11 年以下 | 2.15% |
| 11 年超 13 年以下 | 2.25% |
| 13 年超 14 年以下 | 2.35% |
| 14 年超 15 年以下 | 2.45% |
| 15 年超 17 年以下 | 2.55% |
| 17 年超 18 年以下 | 2.65% |
| 18 年超 25 年以下 | 2.70% |

**4 . 農業経営改善促進資金 ( 担当 : 経営・災害金融 G )**

貸付利率 1.90% 2.15%

**5 . 農業経営負担軽減支援資金 ( 担当 : 経営・災害金融 G )**

|                       |       |       |
|-----------------------|-------|-------|
| (1) 基準金利              | 3.75% | 3.95% |
| (2) 貸付利率              | 2.50% | 2.70% |
| (3) 利子補給率 ((1) - (2)) | 1.25% | 据置    |

**6 . 経営体育成強化資金 ( 担当 : 経営・災害金融 G )**

貸付利率 2.50% 2.70%

**7 . 農林漁業セーフティネット資金 ( 担当 : 経営・災害金融 G )**

(改定前)

| 償還期限         | 貸付利率  |
|--------------|-------|
| 5 年以下        | 1.55% |
| 5 年超 7 年以下   | 1.65% |
| 7 年超 8 年以下   | 1.75% |
| 8 年超 9 年以下   | 1.85% |
| 9 年超 11 年以下  | 1.95% |
| 11 年超 12 年以下 | 2.05% |
| 12 年超 13 年以下 | 2.15% |
| 13 年超 15 年以下 | 2.25% |

(改定後)

| 償還期限         | 貸付利率  |
|--------------|-------|
| 5 年以下        | 1.65% |
| 5 年超 6 年以下   | 1.75% |
| 6 年超 7 年以下   | 1.85% |
| 7 年超 9 年以下   | 1.95% |
| 9 年超 10 年以下  | 2.05% |
| 10 年超 11 年以下 | 2.15% |
| 11 年超 13 年以下 | 2.25% |
| 13 年超 14 年以下 | 2.35% |
| 14 年超 15 年以下 | 2.45% |

**8 . 農業信用保証保険制度 ( 担当 : 農林漁業信用基金班 )**

保険価額に含まれる約定利息の利率の最高限度

3.75% 3.95%

**(参考) 主要金利の推移**

|           |                    |                   |
|-----------|--------------------|-------------------|
| 財政融資資金金利  | 2.50% ( R8.1.1 )   | 2.70% ( R8.2.1 )  |
| 長期フライムレート | 2.75% ( R8.1.9 )   | 2.90% ( R8.2.10 ) |
| 最優遇金利下限   | 1.40% ( R7.12.23 ) | 1.55% ( R8.1.27 ) |
| 短期フライムレート | 1.875% ( R7.3.17 ) | 2.125% ( R8.2.9 ) |